

平成12年11月15日 第6回理事会承認

平成21年12月16日 第36回理事会で「民法第34条」の改正に伴う第9条
第2項の規定変更、第30条の新設、附則第3項の追加について承認

共通目的基金の 執行に関する規程

〔 付属＝著作権制度の思想普及および調査研究、ならびに著作物の
創作の振興および普及に資する事業への助成に関する実施細則 〕

共通目的基金の執行に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、補償金関係業務の執行に関する規程（以下「業務規程」という。）第4条第1項に定める共通目的基金（以下「基金」という。）の執行方法に関し、業務の適正を期するため、その取扱いについて定めることを目的とする。

(共通目的事業)

第2条 基金により行う事業は、定款第4条に定める次の各号の事業（以下「共通目的事業」という。）とする。

- (1) 著作権制度に関する思想普及および調査研究、またはこれらの事業に対する助成。
- (2) 著作物の創作の振興および普及に資する事業、またはこれらの事業に対する助成。
- (3) 著作権および著作隣接権の保護に関する国際協力、またはこれらの事業に対する助成。
- (4) デジタル録画用機器およびデジタル録画用記録媒体の開発に伴う著作権、著作隣接権を保護するための技術的制限に関する調査研究、またはこれらの事業に対する助成。

(事業の実施形態)

第3条 共通目的事業は、本会が独自に行う事業のうち本会が単独で行う場合（以下「自主事業」という。）および本会が他の者に委託して行わせる場合（以下「委託事業」という。）、ならびに他の者が行う事業に助成する場合（以下「助成事業」という。）の3種に区分する。

2. 前項に定める事業は、私的録画補償金分配規程第7条に定める分配期（以下「分配期」という。）の次年度5月および11月における基金収入見込合計額（以下「基金予算額」という。）をもとに、前項に定める事業区分に応じ、会計年度（4月1日から3月末日まで）単位で立案し、各共通目的事業の内容および実施予算額その他必要事項を共通目的委員会に諮り、理事会の承認を得て次年度事業計画として実施するものとする。

(基金の執行原則)

第4条 基金の執行にあたっては、補償金制度の趣旨および基金の性格を踏まえ、次の原則を遵守するものとする。

- (1) すべての権利者の利益を確保するものであること。
- (2) 特に、潜在的な権利者の利益に配慮するものであること。
- (3) 公益性に配慮するものであること。

(基金の支出配分)

第5条 基金(第6条に定める特別積立金を除く。)の支出にあたっては、原則として次の各号に定める支出配分によるものとする。

- (1) 自主事業および委託事業に支出する割合は、基金予算額の50%を下回らないものとする。
- (2) 第2条各号に定める事業に対する支出の割合は、当面、同条第1号および第2号に定める事業に対する支出割合が、基本予算額の50%を下回らないものとする。

(基金の積立)

第6条 基金の執行にあたって、基金予算額の20%の範囲内において、共通目的委員会の審議を経て理事会が承認した額を、次年度以降の共通目的事業の支出等に備える目的のために、特別に積み立てを行うことができるものとし、その上限は共通目的委員会の審議を経て理事会に諮り、決定するものとする。

2. 前項の特別積立金は、次の各号に該当する場合に、これを充てることができる。
 - (1) 会計年度単位の基金で支弁することが困難と判断される事業を企画、実施する場合。
 - (2) 補償金収入が基金予算額を下回ったことにより基金に不足が生じた場合。

(予算超過その他の場合の取扱)

第7条 補償金収入が基金予算額を上回ったことによる残金が生じた場合、ならびに第16条に定める一括前払委託金の精算による返還金、第23条第2項に定める助成金の精算による返還金、第24条第2項に定める助成事業の中止による助成金の返還金、および第25条に定める助成事業の取消による助成金の返還金等が生じた場合は、その額を次年度に繰り越すものとする。

(会計区分、報告)

第8条 基金に関する会計は、特別会計として区分経理とする。

2. 基金に関する実施報告および会計報告は、各会計年度の終了後3か月以内に、共通目的委員会を経て理事会に報告するものとする。

第2章 委託事業

(委託事業の対象団体等)

第9条 共通目的事業を委託する場合の対象団体等(以下「受託事業者」という。)は、会員(本会構成団体を含む。以下同じ。)、社団法人著作権情報センター(以下「CRIC」という。)、および次に掲げる要件に適合する者とする。

- (1) 委託事業を計画に従って的確に遂行するに足る能力を有する団体または個人。
- (2) 団体の場合は、原則として民法第33条第2項の公益を目的とする法人であること。

(3) 受託事業者として、過去に不相当と認められる行為がなかったこと。

(委託手続)

第10条 事業委託の期間は、会計年度単位とする。委託事業が継続して複数年度にわたる場合であっても、単一会計年度単位の事業計画および委託金額に区分するものとする。

2. 事業を委託する場合は、あらかじめ前条に定める会員等から「委託事業受託計画書」(様式第1号)に「委託事業収支予算書」(様式第2号)を添付して本会が指定する期日までに、本会に提出されるものとする。
3. 前項により会員等から提出された委託事業受託計画書の内容が、委託事業計画に定める要件等に適合するか否かを審査し、適合すると認められるものについて、受託事業者として、「委託事業依頼書」(様式第3号)により、委託事業の内容、委託金額、委託の条件および支払方法等必要な事項を通知し、依頼するものとする。
4. 受託事業者において事業受託の決定がなされた場合は、その受託に係る確認書を受領しなければならない。

(委託金の基準)

第11条 委託金額には、20%の範囲内で委託事業を実施するために必要な人件費等固定的、経済的な経費を含めることができる。ただし、本会が委託事業の内容等を判断してやむを得ないと認める場合は、この20%の範囲に限定されないものとする。

(委託金の支払区分)

第12条 委託金の支払いは、次条に定める委託事業の完成をもって支払うものとする。ただし、委託事業の内容、条件等により、本会が必要と認める場合は、委託金の一部を前払いすることができる。

2. 前項の定めにかかわらず、CRICおよび本会が別途認める著作権関係団体への委託事業については、一括前払いすることができる。

(委託事業の完成確認)

第13条 受託事業者が委託事業を完了したときは、本会にすみやかに連絡し、本会は、受託事業者とともに委託事業依頼書に基づき、委託事業完了の状況を確認するものとする。

2. 前項の確認により委託事業完了の内容が不十分と認められた場合、受託事業者はこれを補完のうえ、前項の定めに基づいて、改めて委託事業完了状況の確認手続きを行うものとする。
3. 本会が前各項の確認により委託事業完了と認めたときをもって、委託事業の完成とする。

(委託金の支払)

第14条 委託金の支払いは、前2条の定めにより委託事業の完成後、受託事業者からの

委託金請求書に基づき、請求書受領後30日以内に消費税加算のうえ、受託事業者指定の銀行口座に払い込みにより支払うものとする。

2. 第12条ただし書きに定める一部前払い場合の残りの委託金の支払いは、委託事業の完成後、本会は受託事業者からの委託金（残額分）請求書に基づき、請求書受領後30日以内に消費税加算のうえ、受託事業者指定の銀行口座に振り込みにより支払うものとする。
3. 第12条第2項に定める委託事業への一括前払委託金の支払いの場合は、あらかじめ指定する期日までに受託事業者から発行された委託金請求書に基づき、請求書受領後30日以内に消費税加算のうえ、受託事業者指定の銀行口座に振り込みにより支払うものとする。

（委託事業の実施報告）

第15条 受託事業者は、委託事業の完成後30日以内に、「委託事業実施報告書」（様式第4号）を本会に提出しなければならない。

2. 第12条第2項に定める委託事業への一括前払いの場合、受託事業者は、委託事業の完成後30日以内に、「委託事業実施報告書」に「委託事業収支決算報告書」（様式第5号）を添えて、本会に提出しなければならない。

（一括前払委託金の精算）

第16条 前条第2項に定める委託事業の実施報告・収支決算報告にあわせて、受託事業者は、一括前払委託金の精算を行い、残金がある場合は、その残金を返還するものとする。

第3章 助成事業

（助成事業の選定基準）

第17条 共通目的事業のうち助成を行う対象事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- （1）文化の発展に役立つと認められ、かつ、経済的に助成を必要とするものであること。
- （2）事業への助成の効果が、権利者（著作権者、実演家およびレコード製作者）全体の利益に寄与すると認められるものであること。
- （3）営利を目的とせず、明確な会計経理を実施、報告することができるものであること。
- （4）特定の団体の宣伝を目的とするものではないこと。
- （5）助成決定の場合、研究報告書、ポスター・パンフレット等の印刷物に本会助成の旨の表示を行うことができるものであること。

（助成の対象団体等）

第18条 前条の基準を満たす事業に助成する場合の対象団体等（以下「助成対象事業者」という。）は、会員、CRIC、および次の各号に掲げる要件に適合する者でなけ

ればならない。

- (1) 助成事業を計画に従って的確に遂行するに足る能力を有する団体または個人。
- (2) 助成対象事業者として、過去に不相当と認められる行為がなかったこと。

(申請手続)

- 第19条 会員が助成対象事業者として助成金の支給を受けようとする場合は、「助成申請書」(様式第6号)に「事業計画書」(様式第7号)および「収支予算書」(様式第8号)を添えて、指定する期日までに、本会に提出するものとする。なお、CRICおよび本会が別途認める著作権関係団体については、会員以外の助成対象事業者を推薦する場合を除き、会員に準じて取り扱うものとする。
2. 会員以外の者が助成対象事業者として助成金の支給を受けようとする場合は、前項に定める申請書類のほかに、団体の場合は定款または寄付行為、役員名簿、および前年度の事業報告・収支決算書を、個人の場合は「履歴書」(様式第9号)および「業績目録」(様式第10号)を添えて、指定する期日までに、推薦を依頼する会員を経て、本会に提出するものとする。
 3. 助成の期間は、会計年度単位とし、助成事業が継続して複数年度にわたる場合であっても、単一会計年度単位の事業計画および助成金額に区分するものとする。この単一会計年度単位の事業を一事業とする。
 4. 会員が関連団体等を助成対象事業者として推薦する場合は、この関連団体等から提出された申請内容がこの規程に定める要件等に適合するか否かを審査し、適合すると認められるものについて、「助成対象事業者候補推薦書」(様式第11号)により本会に推薦するものとする。

(助成金の基準)

- 第20条 一事業あたりの助成金額は、原則として3,000万円を限度とする。この場合の助成金額は、特別な事情がある場合を除き、助成事業の経費総額から人件費等固定的、経済的な経費を差し引いた金額の範囲内とする。

(助成決定および通知)

- 第21条 事業への助成が決定した場合、その助成申請者および推薦会員に対し、「助成決定通知書」(様式第12号)により、助成金額、助成の条件および支払方法等必要な事項を通知するものとする。

(助成金の支払区分)

- 第22条 助成金の支払いは、実費精算を条件とする一括前払いとする。ただし、助成事業の内容、条件等により、本会が必要と認める場合は、分割して支払うことができる。

(助成金支払、事業報告、助成金精算等)

- 第23条 助成対象事業者は、本会が指定する期日までに「助成金申請書」(様式第13号)

により助成金を請求し、本会は助成金申請書受領後30日以内に、助成金（消費税を除く。）を助成対象事業者指定の銀行口座に振り込みにより、支払うものとする。

2. 助成対象事業者は、助成事業完了後30日以内に、「事業実施報告書」（様式第14号）、「事業報告書」（様式第15号）、および「収支決算書」（様式第16号）を添えて本会に助成事業の完了を報告し、あわせて助成金の精算を行い、残金がある場合は、その残金を返還するものとする。
3. 前項の事業実施報告書等を受領した場合、その内容を審査し、かつ、必要があると認めるときは調査を行い、その内容が適正であることを確認するものとする。
4. 第2項に定める収支決算書の作成にあたり、複数年度にわたる事業については、助成決定通知書に定める業務進行予定または部分完成予定に基づくものとする。

（助成事業の変更はまたは中止）

第24条 助成対象事業者が助成事業について重要な変更を行おうとする場合は、事前に「事業変更承認申請書」（様式第17号）に「変更事業計画書」（様式第18号）および「変更収支予算書」（様式第19号）を添えて、本会に提出し、その承認を得なければならない。

2. 助成対象事業者が助成事業を中止しようとする場合は、事前に「事業中止届」（様式第20号）を本会に提出しなければならない。なお、この場合、すでに支払った助成金については、特に本会が認めた経費を除き、すべて本会に返還するものとする。
3. 第1項の事業変更承認申請書を受領し、これを承認した場合、または前項の事業中止届を受領した場合は、その助成対象事業者および推薦会員に対し、必要事項を通知するものとする。

（助成決定の取消）

第25条 助成対象事業者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、助成金支払いの全部または一部を取り消すことができる。なお、すでに支払った助成金のうち、取り消しのあった部分については、すべて本会に返還するものとする。

- （1）申請内容に虚偽があった場合。
- （2）助成金を助成事業以外の用途に使用した場合。
- （3）助成事業を遂行する見込みがなくなった場合。
- （4）助成事業の実施にあたり、著しく社会的妥当性を欠く行為があった場合。
- （5）その他この規程に違反した場合。

第4章 受託事業者および助成対象事業者の会計等

（会計帳簿の作成）

第26条 受託事業者および助成対象事業者は、当該委託事業および助成事業に関する現金、預金等の出納に係る会計帳簿を区分して作成し、すべての取引について記帳しなければならない。

2. 会計帳簿の記帳は、会計伝票によるものとし、会計伝票は証ひょう書類に基づいて発行するものとする。
3. 証しょう書類とは、会計伝票の正当性を立証するものをいう。
4. 証ひょう書類は、会計伝票と相互に照合可能な方法で整理し、保管しなければならない。

(勘定科目の設定)

第27条 受託事業者および助成対象事業者は、収入および支出の内容を明確にするため、必要な勘定科目を設け、すべての取り引きについて、その科目の区分により処理するものとする。

(勘定科目の一般原則)

第28条 受託事業者および助成対象事業者は、勘定処理を行うにあたって、次の原則に留意しなければならない。

- (1) 収支および支出は、予算に基づいて処理しなければならない。
- (2) 収支予算書および収支決算書は、共通の勘定科目で表示しなければならない。
- (3) 予算で定められた金額は、原則として定められた目的以外に使用し、または流用してはならない。ただし、やむを得ない事由により支出科目の流用を必要とする場合は、本会の承認を得て、支出予算の調整を行うことができる。
- (4) 第12条第2項に定める委託事業の予算に予備費がある場合で、その予備費を支出しようとする場合は、事前に本会の承諾を得なければならない。
- (5) 収入科目と支出科目とは、直接相殺することができない。

(実施状況調査等)

第29条 委託事業および助成事業の適正な執行を期するため、必要があるときは、受託事業者および助成対象事業者に対し、随時実施状況を調査し、または報告を求めることができる。

2. 受託事業者および助成対象事業者は、本会からの求めに応じ、会計帳簿および証ひょう書類の提示または提出をしなければならない。

(事業の評価)

第30条 本会が執行する共通目的基金の各事業の実施について、毎年度、本会が評価を行うこととし、評価のあり方については別に定める。

附 則

(実施期日)

1. この規程は、平成12年11月15日から実施、適用する。

2. 第3条第2項の定めに関連して、平成12年度の基金は、その全額を次年度実施事業に充てるために、これを平成13年度に繰り越すものとする。
3. この規程は、平成21年12月16日から実施する。